

## I 本県の人権教育の基本的な考え方

### 1 人権教育の国内外における潮流

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学び、貴重な教訓を得ました。それは、人権の尊重こそが平和の礎であるということです。この教訓を形あるものとするために、国際連合（以下「国連」という。）は、昭和23年（1948年）に世界人権宣言を採択し、あらゆる人々の人権を守ることを全世界に求めました。その後、国連は世界人権宣言を基に、国際人権規約をはじめとする人権に関する諸条約を作成し、採択しました。世界人権宣言の採択から半世紀を経た現在、多くの国がそれらを批准するに至っています。しかし、依然として世界各地で地域紛争やテロなどが多発し、多くの犠牲者を出しています。また、様々な理由による差別も後を絶ちません。

このような状況の下で、国連で採択され、各国が署名し、あるいは批准した人権に関する宣言や諸条約などを実効あるものとするために、国連は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を、「人権教育のための国連10年」と決めました。そして、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、様々な取組を行ってきました。

日本政府は、このような世界の動向を踏まえ、また国内の声を受け止めて、平成9年（1997年）7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を発表しました。その中で、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」と述べています。

これを受けて、宮崎県においては、平成11年（1999年）に「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画を策定しました。そして、この計画に基づき、人権という普遍的文化（人権文化）の創造を目指し、一人一人が有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

しかし、平成12年（2000年）の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行等や宮崎県行動計画が目標年次を平成16年（2004年）までとしてきたことを踏まえて、新たに「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を平成17年（2005年）1月に策定しました。また、宮崎県教育委員会においては、同年4月に「宮崎県人権教育基本方針」を策定しました。

なお、国連総会においては、「人権教育のための国連10年」の取組の終了を受けて、引き続き人権教育に取り組んでいく必要があるため、平成17年（2005年）1月1日から「人権教育のための世界計画」に取り組む決議を採択しました。

## 2 人権教育の現状と課題

我が国においては、これまで学校（園）・家庭・地域社会のあらゆる場において人権に関する施策や教育が推進され、人権を尊重する社会を実現する上で一定の成果を上げることができました。

しかしながら、幼児児童生徒を取り巻く社会には、様々な人権課題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理で因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などの傾向が挙げられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども幼児児童生徒の人権にかかわる問題を複雑化させる要因となっています。

さらに、自分自身に自信や誇りをもつことができなかつたり、他者を受け入れきれず望ましい人間関係を十分に築くことができなかつたりする幼児児童生徒が増えてきています。

こうした現状を踏まえ、これからの人権教育においては、すべての幼児児童生徒に自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目指すとともに、自己理解や他者理解を深めさせ、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。

そのためには、「望ましい人間関係の醸成を図る常時指導」「人間尊重につながる関連的指導」「人権・同和問題に関する具体的指導」の三つの指導を基本として人間尊重の教育を進めてきた本県の同和教育を、国内外の潮流を踏まえ、人権教育として発展的に再構築していかなければなりません。そして、方法論や推進体制等の面で新しい試みを積極的に取り入れる必要があります。

## 3 これからの人権教育

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定）では、「学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。」と述べています。つまり、これからの人権教育は、幼児児童生徒一人一人が、21世紀の社会を主体的に生きていくために必要な人権に関する資質や能力の育成を目指して行わなければなりません。

そのためには、特に、次の二つの観点から取り組むことが求められます。

### ① 自己理解を深め、自尊感情を育てる

自尊感情とは、「自分のことが好き」と思う気持ちのことです。自分自身をしっかり見つめて自分のよさや弱さなどに気付き、自己理解を深めることで、自分を大切に思い、自分を好きになり、自分に自信をもつことができるようになるということです。

人は、自分を好きになることによって、前向きに生活しようとする意欲が生まれ、周りの人を大切に思うこともできるようになります。つまり、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになるのです。このことは、ひいては主体的に差別を解消しようとする態度や行動にもつながります。

また、このように、自己理解を十分に深めさせ、自尊感情を高めることは、幼児児童生徒の自己確立や自己実現を図るための基盤をつくることになります。

## ② 他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育てる

人は、それぞれ違った個性や特徴をもっています。しかし、私たちの周りでは、「みんな一緒」「みんな同じ」であることを平等ととらえる傾向があり、そのことがときには、「みんなと同じでない」ということから、「異質」として排除することにつながる場合があります。このような考え方は、一つの社会秩序や価値観となり、「異質」と見なされた人々に対する差別や偏見を生み、その人々の自己実現を阻んでいる場合も多く見られます。

国際社会の中で21世紀を生きていく幼児児童生徒には、多様な文化や価値観をもった人々との共生が求められています。そのためには、他の人の立場に立って考えることができる想像力や共感的に理解する力を培うとともに、一人一人の違いを個性としてとらえることのできる寛容の精神を養う必要があります。そして、互いの存在を尊重し、人権を大切に生き方を生活の中で具体的に展開することのできる力を身に付けさせなければなりません。

このように、多様性を認め、他者理解を深めるようにすることが、人間としての尊厳を尊重することができる幼児児童生徒を育成していくことにつながるのです。

## 4 人権教育の基本認識

### (1) 人権について

人権については、様々なとらえ方がなされていますが、人権擁護推進審議会答申（平成11年）においては、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義しています。また、人権教育・啓発に関する基本計画では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明しています。

人権の内容には、生命、自由及び身体の安全、法の下での平等などにかかわる権利があります。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれています。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義をもつと同時に、不可分なものであり、かつ、相互に補完する関係にあります。すなわち、これらの諸権利は、全体で一つの枠組みとしての人権を構成しています。

人権を侵害することは、相手がだれであれ、決して許されることではありません。すべての人は、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負います。特に、生命の大切さや他の人の生命を奪うことがあってはならないことについては、幼いうちから繰り返し教育していく必要があります。

### (2) 人権教育について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（中略）行わなければならない。」（同法第3条）とされています。また、国連総会で取り組むことが決議された「人権教育のための世界計画」では、「人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」とであると定義しています。

人権教育をこのようにとらえると、その目的を達成するためには、

第一に、人権尊重に関する正しい知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること。

第二に、自他の生命を大切に考えたり、差別を許さない気持ちを強めたり、自他の違いを受け入れて共に生きようとしたりする望ましい価値観を育てること。

第三に、自他を尊重し、互いの要求を共に満たすことができるような、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けること。

以上の三つの内容から幼児児童生徒の資質や能力を育てていかなければなりません。

### (3) 人権感覚について

人権感覚とは、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚のことです。

幼児児童生徒が人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校（園）生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるようにすることが肝要です。

そのためには、その教育の場である学校（園）・学級自体に、人権尊重の精神がみなぎっていることが求められます。

### (4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について

人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを通して、共に生きる社会の実現を目指すこと」です。そして、そのことを単に理解するにとどまることなく、一人一人の幼児児童生徒がその発達段階に応じて様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現すことができるようになること、つまり、人権教育の目標は「幼児児童生徒に人権感覚を身に付けさせること」です。

したがって、各学校（園）において人権教育に取り組むに当たっては、人権にかかわる概念や人権教育が目指すものについて明確にするとともに、教職員（保育士を含む。以下同じ。）がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが求められます。

### (5) 人権教育の内容について

これからの人権教育は、すべての人にとって効果的で自分自身を深く見つめることができるとともに、その内容は様々な人権課題と自分とのつながりが見えてくるものでなければなりません。

そのためには、人権尊重に関する正しい知識を習得させ、人権尊重に関する望ましい価値観を育てるとともに、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けさせることのできるように内容を構成していく必要があります。

その内容の中で、特に、幼児児童生徒に育成する主な資質や能力についてまとめると、次のようになります。

人権尊重に関する正しい知識	人権尊重に関する望ましい価値観	よりよい人間関係をつくるための技能
① 人権にかかわる概念 ② 生命尊重 ③ 自己理解・自尊感情 ④ 他者理解 ⑤ 人間関係の在り方 ⑥ 社会参加 ⑦ 同和問題をはじめとする様々な人権課題 ⑧ 人権に関する歴史や条約・法令等	① 生命あるものすべてが、かけがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。 ② あらゆる差別や偏見を許さず、なくしていこうとする。 ③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力 ② 自他の人間関係を調整する能力 ③ 自他の要求を共に満たせる解決方法を見だし、それを実現させる能力

## 人権尊重に関する正しい知識

知 識	幼稚園・保育所等	小 学 学	
		低 学 年	中 学 年
① 人権にかかわる概念	自分も周りの人もかけがえのない大切な存在であることを知る。	自分も周りの人もかけがえのない大切な存在であることを知る。	すべての人が幸せに生き、人として大切にされなければならないことを知る。
② 生命尊重	動植物との触れ合いやかかわりを通して、生命がかけがえのないものであることに気付く。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。
③ 自己理解・自尊感情	自分のよさに気付く。	自分のよさに気付く。	自分のよさや可能性に気付く。
	家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。	家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。	家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。
④ 他者理解	友達や身近な人のよさに気付く。	友達や身近な人のよさに気付く。	友達や身近な人のよさに気付き、助け合うことの大切さを知る。
	自分と友達との違いに気付く。	自分と友達との違いに気付く。	様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付く。
⑤ 人間関係の在り方	自分の思いや考えを伝えることの大切さに気付く。	自分の思いや考えを、相手に分かるように伝えることの大切さに気付く。	自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さに気付く。
	約束やきまりを守ることの大切さが分かる。	約束やきまりを守ることの大切さが分かる。	約束やきまりを守ることの大切さを理解する。
⑥ 社会参加	自分がやらなければならないことをやり遂げることの大切さに気付く。	自分がやらなければならないことをやり遂げることの大切さが分かる。	身近な集団の中で自分の役割を果たすことの大切さを知る。
⑦ 同和問題をはじめとする様々な人権課題	相手がいやな気持ちになる言葉や態度があることに気付く。	相手を傷つける言葉や態度があることに気付く。	相手を傷つける言葉や態度など、人を差別することが許されないことであることに気付く。
		自分たちの身の回りにおける差別に気付く。	自分たちの身の回りにおける差別について知る。
		障がいのある人や外国人、高齢者等に関する人権課題があることが分かる。	障がいのある人や外国人、高齢者等に関する人権課題があることが分かる。
⑧ 人権に関する歴史や条約・法令等			

校 高 学 年	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校 ※ 幼(保)・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
	すべての人が幸せに生き、人として大切にされなければならないことを理解する。	人それぞれに違った願いや生き方があることと、だれもが大切にされなければならない存在であることを知る。	人それぞれに違った願いや生き方があることと、だれもが大切にされなければならない存在であることを理解する。
すべての人が生まれながらにもっている基本的人権について理解する。	自由・権利と責任・義務の関係や日本国憲法における基本的人権について理解する。	自由・権利と責任・義務の関係や日本国憲法における基本的人権について理解する。	
		人権擁護が、国際社会の共通課題であることを理解する。	
自他の生命はかけがえのないものであることを理解する。	自他の生命はかけがえのない、尊いものであることを理解する。	人間の生命は、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し、生かされていることを知る。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。
自分の可能性や能力・適性に気付く。	自分の可能性や能力・適性を理解する。	自己の興味や関心の動向を知り、個性や適性を多面的に理解する。	自分の障がいの特性を知る。
家族や身近な人々から大切にされている自分に気付く。	身近な人々から大切にされ、認められている自分の存在を自覚する。	自らも社会の一員であることを自覚し、価値ある大切な存在であることを理解する。	家族や身近な人から大切にされ、認められている自分に気付く。
友達や身近な人のよさに気づき、協力し助け合うことの大切さを知る。	身近な人のよさを理解し、相手を尊重することの大切さを知る。	他者のよさを理解し、尊重することの大切さを知る。	友達や身近な人のよさに気付く。
様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことを理解する。	それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解する。	異なる価値感や習慣、文化をもった人々と共に生きていくことの大切さを理解する。	様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付く。
自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さについて理解する。	自分も相手も尊重した表現の大切さを知る。	様々な人間関係を調整していくための、時と場に応じた表現の大切さについて理解する。	自分の思いや考えを相手に分かるように伝えることの大切さに気付く。
社会生活上のきまりやマナーを守ることの大切さを理解する。	社会生活上のきまりやマナーに基づいた言動の大切さを理解する。	社会生活上のルールやモラルに基づいた言動の大切さについて理解する。	約束やきまりを守ることの大切さを理解する。
集団の一員としての自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たすことの大切さを知る。	集団や社会の構成員として、自分の役割を自覚し、自分の責任を果たすことの大切さを理解する。	集団の中における自分の役割を自覚し、社会生活を営む上での自己責任について理解する。	身近な集団における自分の立場や役割に気づき、互いに協力することの大切さを知る。
いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを知る。	いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを理解する。	いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを理解する。	障がいに対する差別や偏見の不合理性に気づき、それを解決することの重要性を知る。
身近な生活の中の差別や偏見の不合理性を知り、一人一人が尊重される社会の実現を目指すことの大切さを知る。	社会の差別や偏見の不合理性を理解し、一人一人の人権が保障される社会の実現を目指すことの大切さを知る。	社会の差別や偏見の不合理性を理解し、一人一人の人権が保障される社会の実現を目指すことの大切さを知る。	
同和問題をはじめとする様々な人権課題があることを知る。	同和問題をはじめとする様々な人権課題について理解する。	同和問題をはじめとする様々な人権課題は、解決しなければならない重大な人権課題であることを理解する。	
人権に関するきまりについて知る。	国内外の人権に関する主な宣言や条約・法令等について知る。	国内外の人権に関する主な宣言や条約・法令等について理解する。	
	人権確立の歴史的経緯について理解する。	人権確立の歴史的経緯について理解する。	

## 人権尊重に関する望ましい価値観

価値観	幼稚園・保育所等	小 学	
		低 学 年	中 学 年
① 生命あるものすべてが、かけがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。	生命あるものを大切にする。	生命の尊さを感じ取り、生命を大切にする。	生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
② あらゆる差別や偏見を許さず、なくしていこうとする。	相手がいやな気持ちになる言動に気づき、正そうとする。	人を傷つける言動に気づき、正そうとする。	人を傷つける差別的な言動に気づき、正そうとする。
③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	友達によさに気づき、互いに協力しようとする。	違いを認め、友達と協力しようとする。	違いを認め、個性を尊重し、友達と協力しようとする。
	自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。	家族や身近な人とのかわりに関心を持ち、協力して生活しようとする。	地域社会に対する誇りと愛情を持ち、共に生きていこうとする。

## よりよい人間関係をつくるための技能

技能	幼稚園・保育所等	小 学	
		低 学 年	中 学 年
① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力	相手の話を注意して聞くことができる。 ----- 自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	相手の気持ちを考えながら話を聞くことができる。 ----- 自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	相手の気持ちを受け止めながら話を聞くことができる。 ----- 自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。
② 自他の人間関係を調整する能力	自分の言動を振りかえることができる。 ----- 友達によさに気付くことができる。	自分の言動を振りかえることができる。 ----- 相手のよさに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。	自分の言動を振りかえることができる。 ----- 相手のよさに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。
	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。
③ 自他の要求を共に満たせる解決方法を見だし、それを実現させる能力	よいことや悪いことがあることに気づき、よいと思うことを進んで行うことができる。	よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行うことができる。	正しいと思うことを、勇気をもって行うことができる。



校 高 学 年	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校
			※ 幼(保)・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
生命の尊さを感じ取り、自他の生命を尊重する。	生命に対する畏敬の念をもち、自他の生命を尊重する。	生命に対する畏敬の念をもち、自他の生命を尊重する。	自他の身体や生命を大切にしようとする。
だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平にし、正義の実現に努める。	正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。	正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。	人を傷つける差別的な言動に気付き、正そうとする。
違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。	違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。	多様性や価値観の違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共生社会をつくっていかうとする。	自他のよさを認め、互いに協力し合って差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。
我が国の文化や伝統に誇りをもち、すべての人々と共に生きていかうとする。	我が国の文化や伝統に誇りをもち、すべての人々と共に生きていかうとする。	自国の伝統文化の継承と新しい文化の創造に努めるとともに、世界の人々と共に生きていかうとする。	様々な人々と社会とかかわりをもちながら、共に生きていかうとする。

校 高 学 年	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校
			※ 幼(保)・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
相手の立場になって話を聞くことができる。	相手の立場や考えを尊重しながら話を聞くことができる。	相手の立場や考えを尊重しながら、共感的な態度で話を聞くことができる。	自分の能力に応じて補助具や自助具を適切に活用しながら、思いや考えを相手に伝えることができる。
自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	
自分の言動を振りかえることができる。	自分の言動を振りかえることができる。	自分の言動について客観的に分析し、判断することができる。	自分の言動を振りかえることができる。
相手のよさが分かるとともに、その人の立場に立って考えることができる。	他者のよさを認め、その人の立場に立って考えることができる。	他者のよさを認め、その人の立場に立って考えることができる。	相手のよさに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。
それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。
いじめや差別をなくしていくことができる。	差別や偏見を見抜き、身近な人権に関する問題を解決することができる。	社会に見られる差別や偏見を見抜き、身近な人権問題を解決することができる。	正しいと思うことを、勇気をもって行うことができる。

## (6) 全教育活動を通して行う人権教育

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。

指導に当たっては、学校（園）の教育目標の達成を目指しながら、幼児児童生徒の発達段階や学校（園）・家庭・地域の実態に十分配慮し、全教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にする教育を推進することが必要です。

すなわち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（幼稚園は各領域、保育所は内容構成）のそれぞれの特質を十分踏まえて適切な指導を行うとともに、その他の教育活動においても、人権尊重の観点から日常的な指導を積み重ねていかなければなりません。

また、人権教育の一層の推進を図るため、人権問題の本質や教育の果たす役割等について認識を深める教職員の研修をより充実させるとともに、人権教育の全体構想の下に、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（幼稚園は各領域、保育所は内容構成）の指導（保育）計画を整備して、計画的に展開することが必要です。

なお、いじめや暴力をはじめ、他の人を傷つけるような問題が発生したときには、これらの行為を看過することなく学校（園）全体として適切かつ毅然とした指導を早急に行い、正義が貫かれるような学校（園）・学級とするように努めなければなりません。また、このような学校（園）・学級にするためには、教職員だけでなく幼児児童生徒自身も自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められます。

# (7) 人権教育の全体構想

## 小学校例

